

【重要】必ずお読みください

令和7年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

給付奨学生採用候補者のしおり

この冊子は、給付奨学生採用候補者となった人が、大学等への進学後に奨学金の支給を受けるために必要な手続きについて記載しています。

貸与奨学生採用候補者となった人は、併せて配付する冊子「貸与奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

〔ご注意〕

- 本冊子が入っている封筒の裏面の記載と中身を照合し、書類がそろっているかを確認してください。
- 進学後の手続き等について確認し、進学後は、速やかに「進学届」を提出してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

【重要】

- ◆あなたが制度や必要な手続きを理解し、正確に手続きを行ってください。
給付奨学生として必要な手続きをしなかった（遅くなった）場合や入力内容に誤りがあった場合、給付奨学金の支給が遅れたり止まる場合があります。
支給が止まっていた期間（月数）は支給予定だった総月数から減じられる場合があります。
- ◆給付奨学生として自覚と責任を持って勉学に励んでください。
進学後の学業成績などの基準に基づく判定結果によっては、給付奨学金の支給が打ち切られる場合があります。
- ◆給付奨学生として採用後は、本人都合で辞退（打ち切り）はできません。
本人都合により支給を停止することはできますが、給付奨学生としての認定は受け続けるため、給付奨学生に必要な手続きを行う必要があります。また、第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額は調整され続けます。
- ◆進学前には振り込まれません。
奨学金は進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。
- ◆支給額は見直されます。
毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産等に基づき、毎年度10月に見直されます。

【本冊子の用語】

あなた.....給付奨学生採用候補者に決定した本人

JASSO.....日本学生支援機構

採用候補者...給付奨学金の予約を申し込んで選考に通った人（給付奨学生採用候補者）

決定通知.....採用候補者として決定したことの通知（「大学等奨学生採用候補者決定通知」）

進学届.....進学したことの届出（進学後にインターネットで行います。）

生計維持者...父母ともいる場合は2人とも。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人1人（例えば、祖父または祖母等）

社会的養護を必要とする人...

満18歳となる日の前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※2 高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

I 確認

①手続きの流れ（目次）

給付奨学生採用候補者に決定された方で奨学金の支給を希望される方は、大学等へ進学後に手続きが必要です。これから奨学金支給開始までの流れを確認しましょう。

現在（給付奨学生採用候補者に決定）

I 確認

①手続きの流れ（目次）	3
②採用候補者決定通知の確認	4
【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷	6
③給付奨学金を受けられる学校等	8
④決定内容の確認	9
⑤奨学金の支給金額	10
⑥他の制度との併用	14

II 進学前の準備

①奨学金振込口座の準備	16
②進学時に用意する書類	17
（大切なお知らせ）進学前の資金準備	18

給付奨学金を受けられる学校へ進学（令和7年4月～）

III 進学後の手続き

- 必要書類の提出、「進学届」の提出等 19
- ※提出期間は進学後、すぐに進学先へ確認しましょう。

給付奨学生に採用（奨学金の振込開始）

IV 支給中の手続き

変更事項の届出、適格認定、在籍報告	20
【参考】授業料・入学金の減免手続き	21
【参考】第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の採用候補者となった方へ	22

※ あなたが高等専門学校3年生の場合は「進学」を「高等専門学校4年生に進級」と適宜読み替えてください。

I 確認 ②採用候補者決定通知の確認

「決定通知」に記載されている内容を確認し、「進学前準備チェックシート」の「決定通知の記載内容」欄へ転記しておきましょう（決定通知は、「提出用」と「本人保管用」に分かれており、ここでは「本人保管用」を表示しています。）。

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和●年●月●日

①

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本			様
	(ガ ツウワウ ミホ)			

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和7年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。ついでに、あなたが令和7年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

③

1. 申込内容及び選考結果		給付奨学金		貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金	
申込内容		希望する		併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する		希望する	

④

選考結果		給付奨学金(※4)		貸与奨学金		
		候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分		ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
				ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
				候補者決定	候補者決定	候補者決定

⑤

要件確認 要	国籍・在留資格等	○	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
	マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○
	その他必要書類の提出	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
 ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む。）、「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
 ※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税（所得）証明書」等収入等に関する証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類（該当者のみ）等です。
 ※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第二・第三区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

⑥

採用候補者となった奨学金の内容について		給付奨学金(注1)		第一種奨学金(無利子)(注5)		第二種奨学金(有利子)		入学時特別増額貸与奨学金(有利子)	
利用条件(注2)(注3)		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人		併用貸与の利用可				日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要	
申込時の 選択内容 (注4)	貸与額	*****		最高月額	月額120,000円			一時金500,000円	
	返済方式	*****		所得連動返済方式	定額返済方式			定額返済方式	
	保証制度(注6)	*****		機関保証	人的保証			人的保証	
	利率の算定方法	*****		*****	利率目直1方式			利率目直1方式	

注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「（私立理工農）」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。
 注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額になります。
 注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「多子世帯」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「（私立理工農）」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
 注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。
 注5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
 注6 貸与奨学金は「機関保証制度」「人的保証制度」の両方の加入が必要となります。

⑦

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）	ABCDE98765
※ 進学後の手続きにて必要になります。	

I 確認 ②採用候補者決定通知の確認

①登録番号

採用候補者に付与される番号です。

②氏名

氏名が正しいことを確認してください。

氏名に変更等がある場合は、進学後、進学先で改氏名の手続きを行ってください（9ページ）。特に「カナ氏名」と進学届で届け出る口座名義が異なっていると、奨学金の振込みができません（16ページ）。

※小文字は、すべて大文字で表記されています（カナ氏名については大文字と小文字の区別をつけていないため、**訂正の必要はありません**）。 例）「シヨウガク」と入力 ⇒ 「シヨウガク」と表記

③申込内容

あなたが申し込んだ奨学金の種類を記載しています。

④選考結果

奨学金の種類ごとに、「採用候補者」に決定したか、採用候補者とならず「不採用」であったかを記載しています。なお、給付奨学金の「選考結果」欄に「【多子世帯○】」印が記載されている第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学金採用候補者は、併せて22ページもご確認ください。

⑤選考結果の内訳

あなたが申し込んだ奨学金について、各要件の該当状況を「○・×・－」で記載しています。

「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備が解消されていない場合や未提出等の理由による判定不可を含む。）、「－」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

⑥採用候補者となった奨学金の内容

採用候補者として決定した奨学金の内容です。

- ・給付奨学金の「支援区分」は「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」「第Ⅳ区分（多子世帯）」「第Ⅳ区分（私立理工農）」となります。「支援区分」は毎年10月に見直されます（20ページ）。
- ・生活保護世帯、又は、社会的養護を必要とする人として採用候補者に決定した場合、給付奨学金の支援区分に「◆」印が記載されています。

⑦進学届提出用パスワード

パスワードは、「進学届」の提出（19ページ）に必要です。

パスワードは【本人保管用】にのみ記載されています。


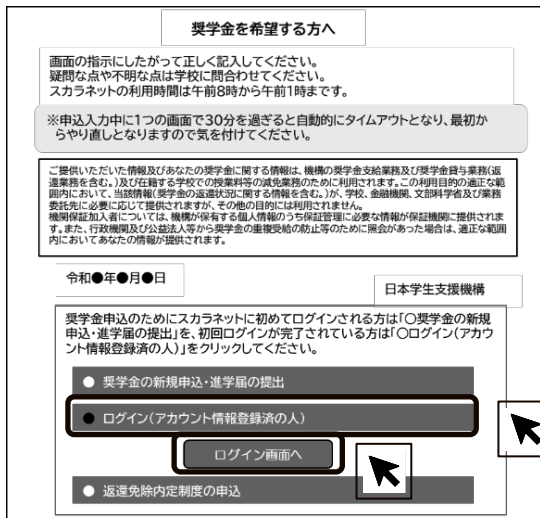
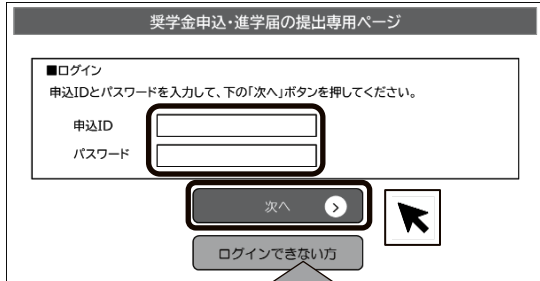
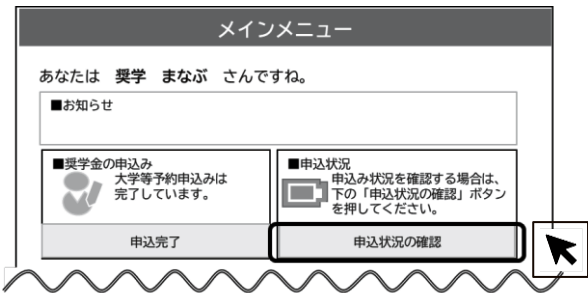
管理には十分注意してください。

I 確認

【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷

「採用候補者決定通知」は、奨学金を申し込んだスカラネット（インターネットサイト）より、「簡易版」を印刷することができます。

万が一、「採用候補者決定通知」を紛失した場合には、次の手順で簡易版を印刷し、進学後の手続きには印刷した簡易版を使用してください。簡易版も進学後の手続きに有効な書類として利用可能です。

● 「採用候補者決定通知（簡易版）」の印刷方法		
①	スカラネットにアクセスします。	次の URL よりスカラネットのログインページへアクセスしてください。 https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。	 <p>奨学金を希望する方へ</p> <p>画面の指示にしたがって正しく記入してください。疑問な点や不明な点は学校に問合わせてください。スカラネットの利用時間は午前8時から午前1時までです。</p> <p>※申込入力中に1つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトとなり、最初からやり直しとなりますので気を付けてください。</p> <p>ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び応募する学校での授業料等の減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。</p> <p>機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p>日本学生支援機構</p> <p>奨学金申請のためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックしてください。</p> <p>● 奨学金の新規申込・進学届の提出</p> <p>● ログイン（アカウント情報登録済の人）</p> <p>ログイン画面へ</p> <p>● 返還免除内定制度の申込</p>
③	申込IDとアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。	 <p>奨学金申込・進学届の提出専用ページ</p> <p>■ ログイン</p> <p>申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。</p> <p>申込ID</p> <p>パスワード</p> <p>次へ</p> <p>ログインできない方</p> <p>ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックしてください。申込時に登録したメールアドレスを通して申込IDの確認・パスワード再設定をすることができます。</p>
④	メインメニューにある「申込状況の確認」をクリックします。	 <p>メインメニュー</p> <p>あなたは 奨学 まなぶ さんですね。</p> <p>■ お知らせ</p> <p>■ 奨学金の申込み 大学等予約申込みは完了しています。</p> <p>■ 申込状況 申込み状況を確認する場合は、下の「申込状況の確認」ボタンを押してください。</p> <p>申込完了</p> <p>申込状況の確認</p>

- ⑤ 「申込状況の確認」画面にある「選考結果確認」をクリックします。

現在の申込状況	詳細
選考完了	選考が完了しました。 下の「更新履歴」から選考結果を確認できます。

あなたの申込状況	更新日時	確認
選考完了	20XX/XX/XX XX:XX:XX	選考結果確認
選考準備中	20XX/XX/XX XX:XX:XX	
審査書類受付	20XX/XX/XX XX:XX:XX	

- ⑥ 「選考結果」画面の最下部にある「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」をクリックすると、簡易版の印刷を行うことができます。
※「採用候補者決定通知（簡易版）」は片面1ページとなります。

令和●年●月●日
独立行政法人 日本学生支援機構

登録番号	19999001-100-00001
学年等	3年1組
出席番号	12
氏名	奨学 まなぶ 様 (シガカワ マナブ)

本機構は、あなたを下記のとおり令和7年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
 ついては、あなたが令和7年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する		希望する

「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を万一紛失された場合は、「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」ボタンを押して印刷してください。

注 「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」ボタンを押すと、進学届/パスワードを印字して表示します。
表示する場合は、取り扱いに十分注意してください。

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。

I 確認 ③給付奨学金を受けられる学校等

採用候補者が進学して給付奨学金を受けられる学校（「確認大学等」といいます。）

給付奨学金の支給を受けられる学校は、下表で支給対象としている学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。

ただし、正規の学籍で在籍する場合があります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

対象校は次の文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

※毎年9月初旬頃に、最新の対象校一覧が公表されます。



https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

令和7年度中に確認大学等へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。あなたが採用候補者決定通知に「支援区分：第IV区分（私立理工農）」と記載のある採用候補者となった場合は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等（以下「私立学校の理工農系の学科等」）に進学しなければ給付奨学生として採用されません。

学校種別・課程	支給の可否
大学・短期大学	○
通信教育課程・放送大学（※1）	○
専攻科	×（※2）
別科	×
専修学校（専門課程） （※3）	○
通信教育課程（※1）	○
高等専門学校（4年次）	○

（※1） 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2） 進学届による手続きはできませんが、独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた短期大学の専攻科に限り、進学後に奨学金を申し込むことができます（在学採用）。

●令和6年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

（※3） 専修学校の高等課程、一般課程及び附帯教育（附帯事業）は対象外となります。



外国籍の方へ

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、給付を受けられます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、
「永住者の配偶者等」、「定住者（※1）」、「家族滞在（※2）」

※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※2 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本国に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある人に限ります。

※3 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。

※4 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

※5 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくことになります。

「決定通知」に記載されている内容を確認してください。

次の項目は「進学届」の提出時（19ページ）に変更ができます。

項目		備考
1	奨学金の辞退 (全部辞退)	進学できなかった場合を含め、 <u>辞退の手続きは不要</u> です。「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものと取り扱います。
2	貸与奨学金のみ辞退 給付奨学金のみ辞退 (一部辞退)	「進学届」にて利用しない奨学金について辞退できます。 ※給付奨学金のみ辞退する場合は、進学後に進学先の学校に申し出て手続きの方法を確認してください。
3	あなたの生年月日	「決定通知」に生年月日は記載されていませんが、「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示されます。 万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。
4	生計維持者情報	予約採用申込時から進学届提出までの間に生計維持者に変更（生計維持者と離別・死別等した）が生じている場合には、進学届にて生計維持者の変更ができます。進学届提出時の生計維持者等の情報に基づき、10月に支援区分が見直されます。なお、予約採用申込時の申告誤りや申告漏れにより生計維持者の変更がある場合は、進学後に進学先の学校へ申し出てください（在学採用での再申込が必要です）。

※ 「あなたの氏名」（カナ氏名を含む）は、進学届では変更できません。進学届では決定通知に記載されている氏名を入力したうえで、進学届提出後に進学先の学校を通して別途改氏名等の手続きを受けることが必要となります。必ず進学届提出前に進学先の学校の奨学金窓口へ申し出て、必要な手続きの案内を受けてください。



貸与奨学金を併せて申し込まなかった方へ

採用候補者決定通知に印字されている支援区分は2025年9月分までのものです。給付奨学金は、毎年10月に支援区分が見直されるため（20ページ）、卒業までの間に支給額が下がったり、支給対象外となることがあります。

これらに備え、予約採用では貸与奨学金の申請を見送った方も、進学後、在学採用で申請できる機会がありますので、進学後、貸与奨学金を申し込むことについても検討してください。

※ 進学前に貸与奨学金を追加して申し込むことはできません。進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

（例）給付奨学生のみ採用候補者となった人が第一種奨学金も希望する場合 等

I 確認

⑤奨学金の支給金額

1. 一般の課程の支給月額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業時期まで、毎年、収入基準および資産基準を満たしている場合に限り、収入基準に基づく支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

自宅通学・自宅外通学の取扱いについては、12～13ページにて確認してください。

学校種別・世帯の所得金額に基づく支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円

(注1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

2. 通信教育課程の支給額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業年度まで、毎年、収入基準および資産基準を満たしている場合に限り、収入基準に基づく支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、右表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

区分	(国公立・私立、 自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	12,800円



給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける方へ

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける方は、給付奨学金における通学形態（自宅通学・自宅外通学）に揃えることとなります（12ページ）。

給付奨学金の支給を受けている期間は、第一種奨学金の月額が調整されます（14ページ）。

【第Ⅳ区分の支援について】

世帯の所得金額に基づく区分（10ページ参照）が第Ⅳ区分となった場合には、あなたの状況によって、以下のように支援内容が変わります。

（１）あなたが多子世帯に属している場合

決定通知の給付奨学金利用条件欄に「第Ⅳ区分（多子世帯）」と印字されている場合は、給付奨学金として、進学先の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる10ページの表の金額（月額）が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分の4分の1の額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

※ 現在、国において、令和7年度から「多子世帯の大学等の授業料等無償化」が予定されています。進学後、この新たな制度で多子世帯と判定された場合、第Ⅰ区分相当の減免額となります。

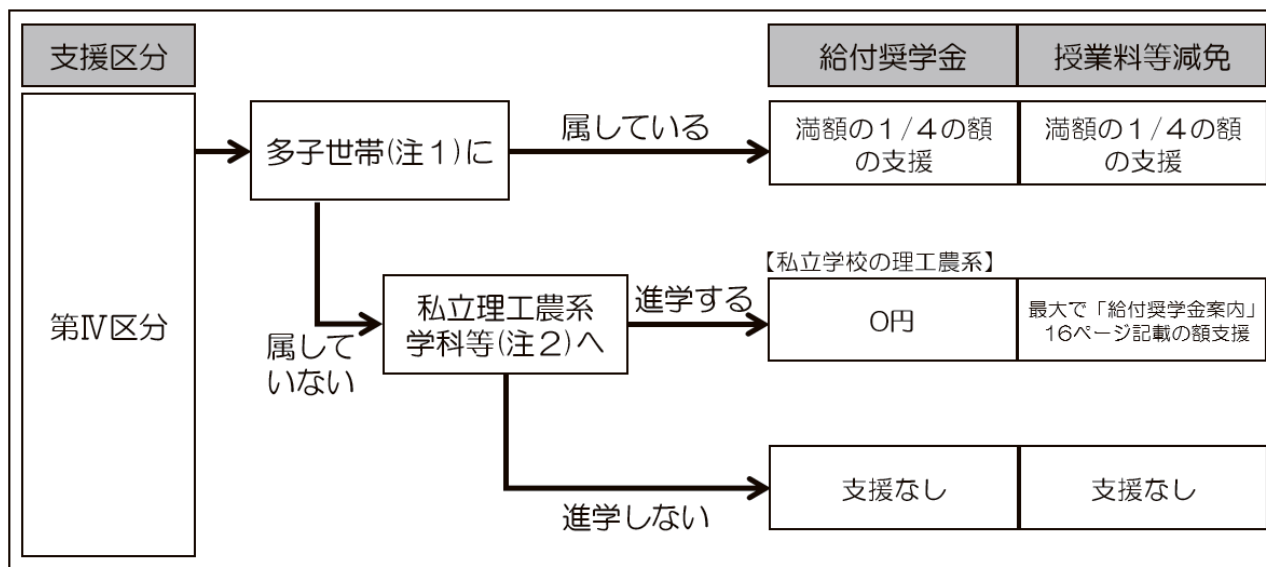
（２）あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

決定通知の給付奨学金利用条件欄に「第Ⅳ区分（私立理工農）」と印字されており、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合は、給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、大学及び高等専門学校は満額の3分の1の、短期大学と専門学校は満額の4分の1の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（３）上記（１）～（２）のいずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

<参考> 修学支援新制度 第Ⅳ区分イメージ



注1 「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上である場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時に申告した世帯情報にて、あなたの生計維持者の子にあたる者（あなた自身を含む。）の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

注2 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

注3 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等へ進学した場合には、（１）の支援になります。



給付奨学生に採用されても自動的に授業料等は減免されません

給付奨学生として採用された場合は、給付奨学金の対象校として国又は自治体の確認を受けた大学等への進学時に別途申込みを行うことにより、入学金や授業料の減免も受けられます。なお、減免に関する手続きの詳細は、進学先の確認大学等で確認してください（21ページ）。



自宅通学・自宅外通学とは

- 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学になります）。
- 「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下のア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます（※1）。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、以下のア～オの要件にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。
- 進学届で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます（※2）。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。給付奨学金と併せて貸与を受ける第一種奨学金も同様です。**ただし、定められた期限までに不備のない書類の提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、証明書が不備なく受付けされた月から自宅外月額に変更します。**

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

- ◆ 「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSOホームページに掲載している「自宅外通学要件確認チャート」、「自宅外通学に関するQ&A」で詳細を確認することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



- ※1 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大 1.4 倍を返金していただく場合があります。
- ※2 進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までに JASSO での書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれる場合があります。（詳細は、令和7年2月下旬以降、進学先の大学等に確認してください。）

1. 第一種奨学金と併せて給付奨学金を利用する場合

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受ける人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が下表のとおり調整されます（これを併給調整といいます）。

第一種奨学金の月額は、奨学金申込時にあなたが選択することができますが、給付奨学金の支給を受けている期間中は下表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額又は増額）されることとなりますので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。

なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。併給調整ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき貸与終了後の返還と併せて返還していただく場合があります。

貸与月額にかかる機関保証料の目安は、JASSO ホームページに4月以降掲載予定です。

※ 現在、国において、令和7年度から「多子世帯の大学等の授業料等無償化」が予定されています。進学後、この新たな制度で多子世帯と判定された場合、調整後の第一種奨学金の貸与月額は下表のとおりにならない場合があります。

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	26,500円 (20,000円、31,400円)	23,100円	29,800円 (20,000円、38,700円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円 30,000円 44,500円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	29,500円 (20,000円、34,400円)	26,100円	20,000円、30,400円 (20,000円、36,300円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円 30,000円 47,000円
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、35,700円 (20,000円、39,600円)	20,000円 37,500円	20,000円、31,700円 (20,000円、36,600円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、33,500円 (20,000円、30,000円、40,500円)	20,000円 30,000円 40,500円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、34,200円 (20,000円、39,100円)	20,000円 30,800円	20,000円、31,100円 (20,000円、37,000円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円 30,000円 47,700円

I 確認

⑥他の制度との併用

- (注1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、14ページの表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計維持者が、居住にかかる費用(家賃)を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。
- (注2) 夜間部(昼夜課程を除く)に在籍している人への貸与月額は、14ページの表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は、JASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
- https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html
- (注3) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなる場合があります。そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精算処理(相殺)ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合(調整後月額が0円の場合等)は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。
- (注4) 第IV区分については、11ページ参照。



第一種奨学金と併せて給付奨学金を利用する場合

給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)。第一種奨学金の希望月額が貸与されない(一定の期間0円となる)場合があります。

2. 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給はありません。

※ 教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

◆文部科学省ホームページ掲載資料(「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」)参照

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/02/1418612_03_1.pdf

令和7年度以降に予定される修学支援新制度の拡充について

現在、国において、令和7年度から多子世帯の大学等の授業料等無償化が予定されています。多子世帯の大学等の授業料等無償化に関する情報は、改めてホームページでお知らせする予定です。



Ⅱ 進学前の準備

① 奨学金振込口座の準備

奨学金は、奨学生本人（あなた）名義の口座に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を必ず用意してください。

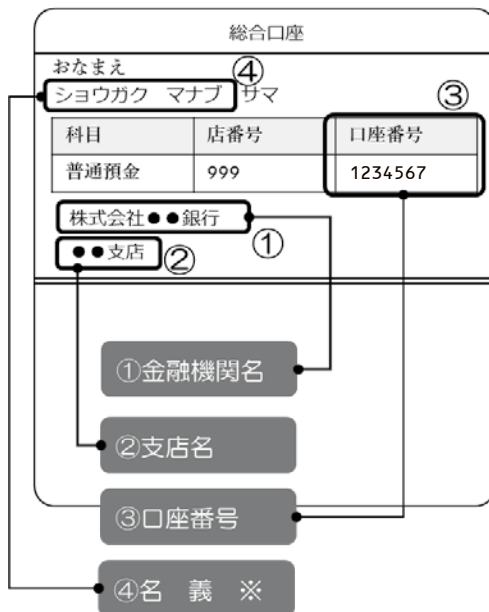
なお、奨学金申込時に「公金受取口座を奨学金振込口座に利用する」と申告した方についても、進学届提出時に奨学金振込口座の申告が必要となる場合がありますので、事前に口座情報を確認しておいてください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行・住信SBIネット銀行・ソニー銀行・PayPay銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	<u>あなた名義</u> の普通預金（通常貯金）口座	あなた以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

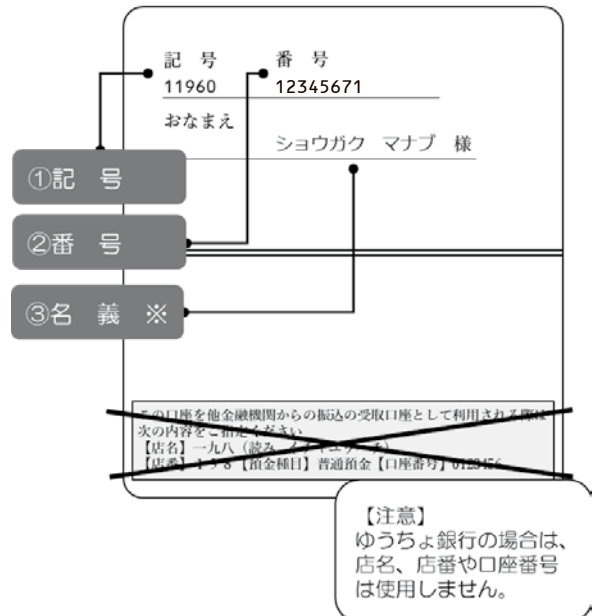
☑ 記入しましょう

「進学届」では、正確に振込口座情報を届け出る必要があります。あなた名義の口座を用意したら、「進学前準備チェックシート」5. に、通帳等に記載された口座情報を正しく記入しましょう。記入する口座があなた名義であり、使用できる口座であることを事前にご確認ください。

（１）ゆうちょ銀行以外の銀行等



（２）ゆうちょ銀行



【注意】口座名義について

「口座名義」が「決定通知」に記載された「カナ氏名」と異なる場合、奨学金の振り込みができません。「決定通知」に記載された「カナ氏名」から変更がある場合は、進学届では変更ができませんので、改氏名等の手続きについて、進学届提出前に進学先の学校へ申し出てください。（9 ページ参照）。

※カナ氏名については大文字と小文字の区別をつけていないため、当該箇所のみ相違による訂正の必要はありません。

Ⅱ 進学前の準備

② 進学時に用意する書類

下表であなた自身が用意する必要のある書類を確認し、**進学後**、進学先の学校から指示があった際にいつでも提出・確認ができるよう、用意しておいてください。

○..... 進学先へ提出が必要なもの

●..... 「進学届」提出（入力）の際、手元に置いておく必要のあるもの

書類の名称	提出が必要な人	書類の内容・注意点	使い方
「採用候補者決定通知」 【提出用】	全員	決定通知の裏面に必要事項をすべて記入したうえで、進学先に提出してください。（欄外※） なお、スカラネットより簡易版を印刷した場合は裏面及び必要事項記入欄が存在しないため、そのまま提出してください。	○
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	全員	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」が記載されています。（欄外※）	●
「進学前準備 チェックシート」	全員	16 ページの「使用できる」奨学金の振込口座を用意し、通帳等で確認した口座情報を正しく記入します。口座情報は、進学後、「進学届」で入力する際に必要な情報です。	●
自宅外通学であることの 証明書類	該当者のみ	進学した月から自宅外通学をする場合は、自宅外から通学していることを証明する書類の提出が必要です。 (証明書類の例) 契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等 注1 賃貸借の契約者があなた以外の人であるときは、追加の証明書類の提出が必要になる場合がありますので、あなた名義で賃貸借契約を結ぶことをお勧めします。 注2 自宅外通学の条件については 12 ページ参照	○

※「採用候補者決定通知」を紛失した場合は、インターネット（スカラネット）より「採用候補者決定通知（簡易版）」を印刷してください（6 ページ参照）。

Ⅱ 進学前の準備

(大切なお知らせ) 進学前の資金準備


大学等への進学前には、受験料や受験に伴う宿泊・交通費、合格後の入学金などの支払いが必要となります。例えば入学金は、国立大学の場合282,000円（標準額（令和6年4月時点））、私立大学の場合240,806円（令和5年度平均（注））となっていますが、**JASSOの給付奨学金の支給や大学等の授業料・入学金の減免^{*}は、進学後に行われるものであり、進学前に必要となる入学金に充てることはできませんので、進学前に必要な資金の準備が必要です。**資金の準備にあたっては、以下の制度のご利用もご検討ください。


※ 「高等教育の修学支援新制度」では、進学後に学校に授業料等減免の申請を行ったのち、支払済みの入学金等の一部（減免相当額）が返金されます（いったんは進学前に入学金等を支払う必要があります）。なお、学校によっては、入学金等の支払いを猶予する制度を設けていることがありますので、詳しくは、進学先の学校に確認してください。

※ 各制度とも利用に当たっては審査があります。審査の結果、利用できない場合もありますのであらかじめご承知おきください。

（注）出典：文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査」

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
融資限度額	就学支度費 500,000円【無利子】 ※貸付対象は学校に入学する際に必要な入学金等であり、受験料など受験に伴う費用は原則として対象となりません。
対象	必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯（市町村民税非課税程度の世帯）
備考	<ul style="list-style-type: none"> 保証人不要（世帯内で連帯借受人が必要） 償還期限：据置期間経過後20年以内（据置期間は卒業後6か月以内）
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
融資限度額	3,500,000円【有利子】
対象	融資の対象となる学校に入学・在学する方の保護者
備考	<ul style="list-style-type: none"> 授業料・入学金の減免分は融資のお使いみちに含まれることができません（減免分以外の授業料・入学金、受験費用、自宅外通学に必要な住居費用などが対象）。 子供の人数に応じて、世帯年収による制限あり。 （例、子供2人の場合世帯年収が890万円以内） 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。 『国の教育ローン』の融資を受けられた場合には、JASSOの入学時特別増額貸与奨学金を利用することができません（「貸与奨学生採用候補者のしおり」20ページ）。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html 

入学時必要資金融資（労働金庫）	
融資限度額	あなたがJASSOの入学時特別増額貸与奨学金で借りる額（～500,000円）【有利子】
対象	入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方
備考	進学後にJASSOから振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する約束をすることで、進学前に労働金庫から融資を受けることができる制度です。 ※詳しくは、「貸与奨学生採用候補者のしおり」21ページや労働金庫の「入学時必要資金融資のご案内」をご覧ください。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html 

※他にも、母子父子寡婦福祉貸付金（給付奨学金受給者は、償還に条件があります）等の制度があります。

奨学金の給付を受けるには、進学先の学校を通じて「進学届」を提出することが必要です。
学校の定める期限までに手続きを行わなければ、奨学金を辞退したものとみなします。

1. 進学時の提出書類

進学したときは、速やかに17ページの表のうち「○」が記載されている書類を進学先の奨学金窓口へ提出してください。

※ 進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後、速やかにスカラネット（インターネット）を通じて提出します。
入力期間や手順については、必ず進学先の学校の指示に従ってください。

※ 病気等やむを得ない事情により、学校が定める入力期間中に提出できない場合は、速やかに進学した学校に相談してください。

※ 採用候補者決定通知に「支援区分：第Ⅳ区分（私立理工農）」と記載のある採用候補者となった場合は、私立学校の理工系の学科等に進学しなければ給付奨学生として採用されません。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、給付奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。

初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、4月分とまとめて2か月分振り込まれます。

※ 「進学届」にて入力（確認）した奨学金振込口座があなた名義の口座でなかったり、入力した内容に誤りがある場合は振込みが遅れます。

※ 通信教育課程に進学した場合は、概ね「進学届」提出の翌月に振り込まれます（年1回）。

4. 採用時の交付書類

給付奨学生として採用されると、進学先の学校から「給付奨学生証」が交付されます。

「給付奨学生証」は給付奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。

また、「給付奨学生証」の裏面には「給付奨学生のしおり ダイジェスト版」が掲載されています。注意事項や支給中の手続きなどを記載していますので、よく読んで内容を確認してください。ホームページには「給付奨学生のしおり」も掲載されますので、併せてよく読んでください。



給付奨学生採用後の新規申込みの制限について

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が終了すると、再度新たに申し込むことはできませんのでご注意ください。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日内に行ってください。

1. 給付奨学生になってからも変更できる事項

(1) 奨学金振込口座

使用できる口座（16ページ）であれば変更することができます。

(2) 通学形態（12ページ）

通学形態（自宅通学・自宅外通学）を変更する場合、速やかに届出が必要です。

※ 自宅外通学である届出が入居月より3か月を超えてJASSOへ届け出があった場合は、届出月からの自宅外月額変更となります。

※ 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。

また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。

2. 適格認定

(1) 家計

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額が、家計基準を満たしているかをJASSOが確認します。

※1 確認の結果、**10月から奨学金の支給が止まったり、支援区分が見直されたりすることにより支給額が変わることがあります。**

※2 事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

(2) 学業成績・学修意欲

在学する大学等により、学年末（2年生以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。

※1 次のいずれかに該当する場合は「廃止」の判定を受け、奨学金の支給が打ち切られますのでご注意ください。

ア 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合

イ 修得単位数が規定の割合（現行は5割）以下の場合

ウ 履修科目の授業の出席率が規定の割合（現行は5割）以下など学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

※2 次のいずれかに該当する場合は「警告」の判定を受け、それを連続で受けた場合には奨学金の支給が打ち切られますのでご注意ください。ただし、2回目の「連続」がイ)のみ該当する場合、奨学金の支給は打ち切りとはならず、「停止」の判定となります。なお、次回の学業成績などの基準の判定の際に「廃止」「警告」のいずれにも該当しない場合は支援が再開されます。

ア 修得単位数が規定の割合（現行は6割）以下の場合

イ 成績が規定（現行はGPA（平均成績）等が下位4分の1）以下の場合

ウ 履修科目の授業の出席率が規定の割合（現行は8割）以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※3 「廃止」又は「警告」の基準に該当する場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しないことがあります。

【重要】給付奨学金適格認定（学業）の基準の変更について

令和7年度に行われる適格認定（学業）から、基準の変更が予定されています。

内容の詳細については、以下の文部科学省ホームページにてご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



3. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的（毎年4月・10月）にインターネットを通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがありますので、報告期限を在籍に確認のうえ、期限内に報告するようにしてください。

【参考】 授業料・入学金の減免手続き

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免（減額と免除）も同時に受けることができます。手続きの方法や時期は学校により異なるため、進学先の学校の指示に従ってください。

現在、国において令和7年度から多子世帯の大学等の授業料等無償化が予定されています。支援対象者の要件（基準）及び減免額については下記の取扱いから変更となる場合があります。

1. 進学時の申込み

進学先の学校の指示に従い、必要書類等を準備のうえ申請手続きを行います。

- ※ 入学手続きの際に進学先の学校で確認してください。
- ※ 「給付奨学金」の採用候補者であっても、必ず進学先での申込みが必要です。
- ※ 「給付奨学金」を希望されない方で、授業料・入学金の減免のみに申し込むことも可能です。
- ※ 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に進学先の学校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

2. 対象校

給付奨学金を受けられる学校（確認大学等）と同じです。

確認大学等は、文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

3. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じです（「給付奨学金案内」4～5ページ参照）。

4. 減免額

給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）、学校の設置者（国公立・私立）、学校種（大学、短期大学、専修学校等）、多子世帯又は理工農系に該当するかにより決まります（「給付奨学金案内」16ページ参照）。

採用となってから

5. 適格認定（家計・学力）

毎年度、収入状況を確認し10月に授業料減免額（支援区分）が変更されることがあります。また、進学後の学業成績等に基づいて、翌年度（2年以下の課程は翌半期）の継続支給について審査があります。※給付奨学金の適格認定（20ページ参照）と同じ基準で審査されます。

(参考)

第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の採用候補者となった方へ

5ページに記載の通り、「採用候補者決定通知」の「選考結果」欄に、「【多子世帯○】」印が記載されている場合があります（下図参照）。

この「【多子世帯○】」印がある場合は、国において、令和7年度から拡充して実施する多子世帯に対する授業料等減免が利用できる可能性があります。具体的な申請手続き等については、進学後に大学等の窓口で確認してください。

なお、このページに関する記載は、今後の各申請者の申込み及び大学等における事務処理を円滑に行えるよう、予約採用選考時点で機構に提供のあった情報の範囲内において、多子世帯の要件を満たすか確認した結果を、参考として情報提供するものです。

1. 申込内容及び選考結果				
申込内容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金	
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する	
選考結果	給付奨学金 ^(※4)	貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分：第Ⅱ区分 【多子世帯○】	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与 ^(※1) イ：第一種奨学金 ウ：第二種奨学金		
		候補者決定	候補者決定	候補者決定
要 国籍・在留資格等		○	○	○

こちらを確認してください

「【多子世帯○】」印の有無ごとの、進学後の手続きについて

第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の採用候補者となり、かつ、「【多子世帯○】」印がついている方	<ul style="list-style-type: none">給付奨学金については、支給対象となっておりますので、進学後、機構に進学届を提出してください。授業料等減免については、多子世帯を対象とした無償化の対象となる可能性があります。進学後に大学等に申請してください。
第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の採用候補者となり、「【多子世帯○】」印はついていない方	<ul style="list-style-type: none">給付奨学金については、支給対象となっておりますので、進学後、機構に進学届を提出してください。授業料等減免については、予約採用選考時点での情報では多子世帯の要件を満たしていることが確認できませんでしたが、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分としての支援を受けることができますので、進学後に大学等に申請してください。



本確認結果はあくまで参考情報です

6～7ページに掲載しているスカラネット画面及び「採用候補者決定通知（簡易版）」には本確認結果は表示されません。あらかじめご了承ください。

※第Ⅰ区分又は第Ⅳ区分の採用候補者となった方は、多子世帯の要件を満たしても「【多子世帯○】」印は記載されません。

第Ⅰ区分の採用候補者：多子世帯の要件を満たしているか否かで支援内容に差は生じないため、実際には多子世帯の要件を満たしていても「【多子世帯○】」印は記載されません。

第Ⅳ区分の採用候補者：多子世帯の要件を満たしている場合は、「【多子世帯○】」印ではなく「（多子世帯）」と記載しています。なお、多子世帯の要件を満たしていない場合は「（私立理工農）」と記載しています。

MEMO

進学後の手続きについて、動画で確認しましょう！

奨学金の予約を申し込み、採用候補者として決定された方向けに、進学前の準備や進学後の手続き等の概要について、JASSOのホームページで動画を用いて説明していますので、確認しましょう。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/movie.html>

ホーム > 奨学金 > 申込みに関する手続き > 進学前に申し込む（予約採用） > 大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ > 採用候補者の皆さんへ（動画）



日本学生支援機構 X（旧 Twitter） 公式アカウント

学生等に対する各種支援情報を発信していますので、ぜひフォローしてください。

@JASSO_general



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。
お電話でのお問い合わせの前に、ぜひご活用ください。



手続きに関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

【受付時間】 9時～20時（土日祝日・年末年始を除く）